



2024年5月16日

各 位

会 社 名 株式会社フライトソリューションズ  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 片 山 圭一朗  
(コード番号:3753 東証スタンダード)  
問 い 合 せ 先 代表取締役副社長 松 本 隆 男  
I R・広報室長 金(こん) 浩 樹  
電 話 番 号 03-3440-6100 (代)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月26日開催予定の第37期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社はコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する内容の新設並びに監査役及び監査役会に関する内容の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役会の柔軟な運営を確保すること並びに意思決定の客観性及び透明性の向上を図ることを目的に、取締役会の招集権者及び議長が取締役社長に限定されている現行定款第24条を変更し、他の取締役が招集権者及び議長になることを可能にするものであります。
- (3) 取締役がその役割を十分に発揮できる環境を整備し、有用な人材を確保することを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第31条の一部を変更するものでございます。

なお、当該変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月26日(水)	(予定)
定款変更の効力発生日	2024年6月26日(水)	(予定)

以 上

## 定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>前項の取締役のうち監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>4 <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p>
<p>第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p>第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p>
<p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>
<p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p>	<p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。</u></p>
<p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>2 <u>前項に定める取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各<u>取締役および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが<u>出来る</u>。</p>	<p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役にに対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが<u>できる</u>。</p>
<p>2 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 26 条 (条文省略)</p>	<p>第 26 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 27 条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第 27 条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p>
<p>第 28 条 取締役会の議事については、<u>法務省令</u>で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>第 28 条 取締役会の議事については、<u>法令</u>で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p>
<p>第 29 条 (条文省略)</p>	<p>第 29 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 30 条 (報酬)</p>	<p>第 30 条 (現行どおり)</p>
<p>第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 31 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>第 31 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>第 32 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p>
<p><u>(監査役及び監査役会)</u></p>	<p><u>(監査等委員会)</u></p>
<p>第 32 条 当社は、<u>監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p>第 33 条 当社は、<u>監査等委員会を置く。</u></p>
<p><u>(員数)</u></p>	
<p>第 33 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削 除)</p>
<p><u>(選任方法)</u></p>	
<p>第 34 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削 除)</p>
<p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	
<p>第 35 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削 除)</p>
<p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p>第 36 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削 除)</p>
<p><u>(補欠監査役)</u></p>	
<p>第 37 条 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会決議の開始の時までとする。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 38 条 <u>監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが出来る。</u></p> <p>2 <u>監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第 39 条 <u>監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第 40 条 <u>監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 41 条 <u>監査役会に関する事項は法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 42 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 43 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人 第 44 条～第 46 条 (条文省略)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第 37 条 <u>監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 38 条 <u>監査等委員会に関する事項は法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人 第 39 条～第 41 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第 47 条</u> 会計監査人の報酬等は、<u>取締役が監査役会の</u>同意を得て定める。</p> <p><u>第 48 条</u> (条文省略)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p><u>第 49 条～第 52 条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第 42 条</u> 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p><u>第 43 条</u> (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p><u>第 44 条～第 47 条</u> (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条</u> 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 37 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役 (監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の定める金額を限度として、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第 37 回定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。)</u>の行為に関する<u>会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

以 上